

事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子



1 入札に付する事項

- (1) 業務名 公設市場消防設備等点検業務委託
- (2) 履行場所 第一牧志公設市場（那覇市松尾 2 丁目 10 番 1 号）
牧志公設市場衣料部（那覇市牧志 3 丁目 3 番 10 号）
牧志公設市場雑貨部（那覇市牧志 3 丁目 3 番 4 号）
宇栄原公設市場（那覇市宇栄原 4 丁目 17 番 9 号）
- (3) 履行期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
- (4) 目的 公設市場の消防設備等が、火災発生時に円滑に作動するよう点検を実施し、その機能の維持を図る。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿の業種「消防施設」に登録されていること。
- (2) 過去 2 年間に建物の消防設備保守業務の請負実績があること。
- (3) 「消防設備士」資格を有する従業員が 2 人以上いること。
- (4) 「消防設備点検資格者」資格を有する従業員が 3 人以上いること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (6) 那覇市の市税を完納していること。
- (7) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (8) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (9) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き

開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (11) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (12) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (13) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (14) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 仕様書の配布開始日及び配布方法

- (1) 配布開始日 平成 27 年 3 月 11 日（水）
- (2) 配布方法 那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

4 仕様書等に対する質問期間及び回答

- (1) 質問期間 平成 27 年 3 月 11 日（水）～平成 27 年 3 月 16 日（月）
- (2) 質問方法 質問書（市様式）を FAX で送信すること。
送信先：那覇市経済観光部なはまちなか振興課
FAX 番号：863-1752
- (3) 回答方法 平成 27 年 3 月 19 日（木）17 時までに那覇市なはまちなか振興課ホームページに掲載します。

5 入札執行の日時、場所及び入札保証金

- (1) 日 時 平成 27 年 3 月 23 日（月）
15 時 00 分受付開始 15 時 05 分入札開始
 - (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 会議室 602
 - (3) 入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 4 号に基づき免除する。
- ※本庁舎の駐車場は有料です。割引券の発行は致しかねますので、公共交通機関をご利用ください。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
 - (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）
 - (3) 印鑑証明書（写し可）
 - (4) 使用印鑑を使用する場合にあつては使用印鑑届（市様式）
- ※市様式は那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

7 落札者候補者及び落札者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。

- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。
- (3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
- (5) 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市なはまちなか振興課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札参加資格審査申請書（市様式）
- (2) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (3) 業務実績表（市様式）
- (4) 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- (5) 印鑑証明書
- (6) 市町村税完納証明書
- (7) 所在地確認資料（市様式）
- (8) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (9) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- (10) 「消防設備士」及び「消防設備点検資格者」の資格を証する書類の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (3) 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印又は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印を欠く入札）。
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (7) 明らかに連合その他不正行為によってなされたと認められる入札。
- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- (9) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (11) 郵送による入札

10 契約保証金

契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除とする。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市経済観光部 なはまちなか振興課 市場管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-863-1750 F A X 098-863-1752